

# マサチューセッツ州 COVID-19 チェックリスト



マサチューセッツ州が定める衛生安全基準の準拠に加え、経済再開フェーズ3に伴い、ミュージアム、文化施設及びガイドツアーが業務遂行の準備に必要な職場環境の安全基準を以下に提示する。ミュージアム、歴史と文化関連の施設、ガイドツアーは州の職場再開計画フェーズ3に基づいた発令がない限り如何なるサービスも提供できないものとする。州知事令は公衆衛生データの慎重な分析を経て7月6日に発令される。

本項では、ミュージアムなどの施設再開に伴い、当該施設の事業主とオペレーター、職員、ビジターをCOVID-19の感染拡大から保護するためのCOVID-19関連の職場安全対策を提示する。ここで示す「ミュージアム(施設)」という用語には、美術館、博物館、水族館、屋内外の歴史施設やガイドツアーを含むものとする。

## ソーシャル・ディスタンスング

### 個人間隔6フィート以上の距離を置くことを徹底

- 各施設ではオープンしている各建物の制限人数を常時把握し、入退場をモニターすること。
  - 所轄官庁の記録に記載されている各施設認可最大収容人数の40%を上限とする。
  - 認可最大収容人数が記録にない場合は、屋内外の施設面積1000平方フィート当たり8名(職員を含む)とする。
  - 閉鎖された空間でない場合、施設面積1000平方フィート当たり8名を超えることを可能とする。
  - 収容人数には、顧客、職員、その他の人員を全て含んで計算すること。
- 可能な限り個々6フィート以上の距離を置くこと。
  - 職員によって混雑の可能性がある共通空間(休憩室や食堂など)は閉鎖もしくはレイアウトを変更しソーシャルディスタンスングを実行すること。
  - デスクなどのワークステーション間が分離できない場合は高さ6フィート以上の衝立などで隔てること。
  - チケットカウンターやレジなどは物理的な障壁などで隔てること。
  - 6フィート以上の距離を置くことを視覚的に促進するソーシャルディスタンスングマーカーを設置すること。(施設の入り口、券売所、洗面所などに等間隔のラインを引くなど)
  - 展示室や廊下に6フィート間隔のマークをつける。
- 6フィート以上のソーシャルディスタンスング維持を促し、当該距離が確保できるまで入室を制限する視覚的に明確なサインを掲示すること。

- CDC(米国疾病予防管理センター)が定義する高リスク層受け入れの専用時間帯もしくは方策を整えることが望ましい。
- 接触を最小限に抑えるために矢印などでビジターを誘導する導線路を確立すること。(展示室への入退室や廊下の一方通行など)ルールを明示した視覚的なサインを提示すること。
- 昼食や休憩時間をずらし、一箇所当たりの最大人数を制限すると共に最低6フィートの距離を置くことを徹底する。
- 健康や障がいによる理由以外を除き、全ての職員及びビジターにマスクなどの着用を義務付ける。
- オンラインのチケット購入と非接触タイプの支払い方法を可能な限り徹底する。
- 人数制限に準拠するために、時間指定入場、時間指定予約、滞在時間の制限などの導入を考慮する。
- 可能な限り、パンフレットや展示ガイドなどを電子化しデジタル媒体として提供する。紙媒体のパンフレットやオーディオガイドなどは使用後棄却するか消毒をすること。セルフサービスタイプのパンフレットラックは排除し、全ての媒体は直接配布すること。

## ガイドツアーのグループサイズの制限について

- トロリーバス、ハーバークルーズ、ダックボートなどのバスや乗り物を提供する各ツアーオペレーターは、所轄官庁の記録に記載されている各車両認可最大搭載人数の50%を上限として運行すること。
- オープンタイプのデッキを持つ船舶を運行する場合、「Workplace Safety and Reopening Standards for For-Hire and Charter Vessels」に記載されている数式に基づいた最大運用人数に準拠すること。
- 人数制限許可が所轄官庁の記録に記載されていない場所のツアーの場合、再開ホームページの屋内外イベントのガイダンスに従うこと。
- 制限人数の総数には、ビジターとガイドや職員全員を含めること。
- 乗車中、乗客は隣り合わせにならない様空席を挟むこと。但し、実行が困難な場合空列を設けてずらして着席すること。
- ウォーキングツアーの場合、ツアーオペレーターは10名以下で催行すること。グループ単位分けは同一の家族が推奨される。
- ガイドとゲストは6フィート以上の距離を置き、マスクなどを着用すること。

## 衛生プロトコル(実施要綱)

### 健全な衛生プロトコルを実践

- 頻繁に手洗いでできる様に、石鹸、流水を備えた手洗い設備を用意すること。アルコール分60%以上のハンドサニタイザーでの代用も可能。
- サニタイザーや消毒ワイプなど、勤務場所において職員が利用できる適切な消毒製品を準備すること。
- 職員とビジターが利用できる様にアルコール分60%以上のハンドサニタイザーを施設の出入り口、主要箇所に常備すること。
- 機器や備品を職員同士で共有することを避けること。
- 共有する機器は次の職員が使用する前に消毒すること。
- 衛生安全プロトコルを職員に徹底させる明確なサインを施設全体に掲示すること。

各セクターの詳細情報: <https://www.mass.gov/info-details/reopening-massachusetts>

## 人事関連とオペレーション

### オペレーション時の安全手順など

- 感染防止のため、以下にあげる衛生や他の対策を含んだ安全情報のアップデートと予防策のトレーニングなどを職員に実施すること。
  - ソーシャルディスタンス、手洗い、マスクなどの正しい使用法
  - 体温測定や症状チェックなどの自宅におけるセルフスクリーニング
  - 病気の場合出勤しないことの重要性
  - 症状が深刻化した場合の医療的処置を受けるタイミング
  - 既存の健康状態(持病など)がある場合、感染時に重篤になる可能性が高いものについて
- スケジュールの異なるチームの編成や出勤時間をずらすなどで職場の就業時間やシフトを調整し、職員同士の接触を最小化や出入り口の混雑を削減すること。
- 就業時間外の消毒、清掃作業が可能なように就業時間を設定すること。
- 訪問者や業者の出入りを制限し、デリバリーなどは所定の場所で完了出来るようにすること。
- 施設においては以下の項目について、各シフトで職員のスクリーニングを行うこと。
  - 職員が100F(37.8C)以上の発熱、悪寒、咳、息苦しさ、喉の痛み、倦怠感、頭痛、身体の痛み、鼻水、鼻詰まり、味覚、嗅覚の損失、吐き気、嘔吐、下痢などの症状を有していないこと。
  - COVID-19と診断された感染者と「密な接触」をしていないこと。
  - 「密な接触」とはCOVID-19に陽性と判定された人間が症状を発現している期間中の以下の状態を指す。
    - COVID-19の陽性者と同居している
    - COVID-19の陽性者の介護をしている
    - COVID-19の陽性者と15分以上にわたり6フィート以内の距離で接触していた
    - 什器の共有、咳を直接浴びるなどのCOVID-19陽性者の分泌物との接触があった
  - 職員が医師や地域の保健衛生局などから自主隔離要請、指導の通達を受けていないこと
  - 以上の要件を満たしていない職員は帰宅させること
- 感染経路を追跡できるよう、職員、訪問者の来社履歴ログを作成すること。(氏名、日付、時間、連絡先)
- 職員は体調が悪い場合、出勤を避けること。
- 高齢、既往症などCDCの規定する高リスク層の職員はできる限り在宅勤務とすること。
- 職員は雇用者に対し自覚症状やCOVID-19の感染例との密な接触について報告することを督励する。
- 清掃、消毒作業や感染追跡を円滑に進めることが出来るよう、COVID-19検査に陽性となった職員は雇用主に対し開示することを督励する。陽性の報告を受けた雇用主は所轄の保健所に報告し、隔離や自主検疫についての提言受け入れや指示を仰ぐようにすること。所轄保健所のガイドラインや規定に準じ、他の職員の検査などが奨励されることもある。
- 州が規定する重要な衛生情報と関連する安全対策「Mandatory Safety Standards for Workplaces」を職員や訪問者に対し掲示すること。

- 触れて感じる展示やプレイエリアなどのインタラクティブな展示は閉鎖もしくは6フィートの距離を確保できるような明確な表示を設け、頻繁な清掃、消毒作業ができる体制を整えること。安全な使用を促すために、石鹸を備えた洗面所やハンドサニタイザーがある衛生ステーションを用意すること。
- その他の施設内の設備やサービスに関しては、州の再開方策に準拠していると認められたものについては運営が可能とし、各セクターの安全プロトコルを遵守すること。以下が遵守例。
  - レストラン—最新のレストランガイド
  - ギフトショップ—最新のリテールガイド
  - パフォーマンス会場—最新のパフォーマンス会場ガイド
  - イベント—最新の屋内外イベントガイド

## 清掃と消毒

### 健全な衛生プロトコルを盛り込む

- 便器のシート、ドアノブ、個室のハンドル、シンク、ペーパータオルディスペンサー、ソープディスペンサーなど、洗面室で共通で触れる箇所についてはCDCのガイドラインに基づいて頻繁に清掃、消毒すること。
- 頻繁な清掃、消毒を実施する。(最低 1 日1回以上)
- 日付、時間、内容を記載した清掃ログを保持すること。
- 出入りの激しい箇所や手の触れる頻度の高いドアノブ、洗面所、チケットカウンター、休憩室などは頻繁に消毒すること。
- 感染の陽性が発生した場合、職場を閉鎖し、CDC の最新ガイドラインに基づいたディープクリーニングと消毒を行うこと。
- ドアや窓をできる限り開放し、換気を行うこと。